

**事業者健診の結果を特定健診の結果として活用するための協議のポイント(案)**

厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室

事業者が実施する事業者健診（労働安全衛生法に基づく定期健康診断をいいます。以下同じ。）の結果を、保険者が特定健診（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診をいいます。以下同じ。）の結果として容易に活用するためには、事業者、保険者及び健診機関が、（1）から（4）について協議し、合意する必要があります。

**(1) 事業者が、事業者健診の結果を、保険者へ提供すること。**

- (注1) 保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、加入者が事業者健診等の特定健診に相当する健康診断を受けた場合は、特定健診を行ったものとするされています。
- (注2) 事業者健診の結果は、個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報に該当しますが、保険者は高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて特定健診を実施しているため、事業者が事業者健診の結果を保険者へ提供し、保険者が特定健診の実施に代えることに、個人情報の保護に関する法律上の問題はなく、また、提供のため受診者の同意を得る必要はありません（特定健診の対象者が受診した事業者健診の検査項目のうち、特定健診の必須検査項目とされているものの結果に限ります。）。
- (注3) 事業者が、特定健診の対象者が受診した事業者健診の検査項目のうち、特定健診の必須検査項目とされていないものの結果や、特定健診の非対象者が受診した事業者健診の結果を、保険者に提供する際には、個人情報の保護に関する法律に基づいて、事業者及び受診者の同意（いわゆる黙示の同意で差支えありません。）を得る必要があります。
- (注4) 保険者は、提供された事業者健診の結果を、個人情報の保護に関する法律に基づいて、適切に管理する法律上の義務を負います。

**(2) 健診機関が、事業者健診の結果を、事業主を経由せずに、保険者へ直接提供すること。****(3) 健診機関が、事業者健診の結果を、XML ファイルで記録し、保険者へ提供すること。**

- (注5) XML ファイルとは、保険者が特定健診の結果を社会保険診療報酬支払基金に報告するために厚生労働省が定める様式です。
- (注6) XML ファイルで記録された事業者健診の結果は、特定健診の必須検査項目の結果のみを含むため、保険者へ提供することに、個人情報の保護に関する法律上の問題はなく、また、提供のため受診者の同意を得る必要はありません（特定健診の対象者が受診したものに限りません。）。
- (注7) 健診機関が事業者健診の結果を XML ファイルで記録する際には、受診者の保険者番号及び記号番号を入力する必要があるため、事業者から健診機関へと提供を行うようお願いします。

**(4) 事業者、保険者及び健診機関が、(1)から(3)のために要する費用の清算方法を決定すること。**

- (注8) 事業者健診の実施（事業者健診の必須検査項目とされているものに限りません。）のために要する費用は、労働安全衛生法に基づき、事業者が負担する法律上の義務を負うものです。
- (注9) 事業者健診の結果を保険者へ提供するために専ら要する費用（XML ファイルで記録するために専ら要する費用を含みます。）は、事業者が負担する法律上の義務を負うものではなく、保険者が負担するものです。